

今から考える葬儀のこと

身内だけで送る「直葬」

葬送のあり方がこの10年あまりで様変わりしています。盛大な葬儀は影を潜め、家族やごく親しい友人だけで送る「家族葬」や、セレモニーをせず、火葬のみで済ませる「直葬」など、こじんまりとした葬儀が増えています。

「家族に迷惑をかけたくない」「お葬式に多額のお金を費やすのはもったいない」など、理由はさまざまですが、背景には、喪主も友人も高齢で、身内も少ない家族形態がありそうです。

東京都杉並区の長沢洋子さん（61）＝仮名＝は8月下旬、92歳の父親を病気で亡くした。父親は神奈川県内で1人暮らしだったが、3年前に体調を崩して以来、入院生活を送っていた。8月初め、入院先の医者から「覚悟するように」と言われた長沢さんは、電話帳で調べた葬儀社案内センターで葬儀社を紹介してもらった。頼んだのは、葬儀をせず、身内だけで故人を送る「直葬」だ。父親は借金もないが、蓄えもなかった。「一人娘とはいえ、私は嫁いだ身。実家の葬儀にお金をかけるのは気が引けました。父は地域で絵を教えていたので、知り合いは多かったのですが、誰を呼ぶかなど、段取りを考えると煩わしくなった。『葬儀はしなくていい』という生前の父の言葉を思いだし、従うことにしました」遺体を病院から葬儀社に運び、安置した。友引で火葬場が休みだったこともあり、荼毘（だび）に付したのは3日後。所要時間は1時間半。火葬場に運ぶ前、葬儀社の一室で父親が生前親しんだ歌「平城山」を流し、好きだった白いバラ、愛用の絵筆やスケッチブック、画集をひつぎに納め、夫と息子の3人でゆっくりお別れをした。「ずいぶんと簡略化してしまいましたが、心のこもったお見送りができました」。費用は20万円弱。母親を一般的な葬儀で送った6年前の費用の8分の1でおさまった。「私もごく親しい人だけでひっそり送ってほしい」と洋子さんは語る。【ゆうゆうLife】

そもそも、葬儀を行う義務はない。法律では死亡から7日以内に死亡届を出し、火葬・埋葬許可証を受け、死亡から24時間後に火葬することが決められている。法律で定められた最小限のことだけを行うのが直葬だ。

高齢化や費用も要因

直葬について、葬儀専門誌「SOGI」の編集長で、葬送ジャーナリストの碑文谷創さんは「昔からあったが、以前は生活困窮者や身寄りのない人が大半だった。ところが、2000年以降、資産の有無にかかわらず、都市部を中心に広がり、今では東京で全体の2、3割、地方で5～10%に達する」とみる。

葬儀に占める直葬の件数は7年前に全体の1割だったが、今年度は3割近い。「自分が亡くなったら直葬でと考える高齢者が増えている」とする。増加の理由について「葬儀に費用をかけたくない、あるいはかけられない人や、家族関係が希薄になり、手っ取り早く遺体进行处理したいと考える人、儀式よりも故人との別れを重視する人が増えていることなどがある」と分析する。

背景には、高齢化もありそうだ。厚生労働省の「人口動態統計」によると、平成18年の死亡数は約108万人で、半数が80歳以上。公正取引委員会の「葬儀サービスの取引実態に関する調査報告書」によると、個人葬の会葬者は、3年度には1件平均280人だったのが、17年度には132人と、半分以上に減っている。高齢化で引退後の暮らしが長くなると、仕事関係や近隣とのつきあいも薄れてくることがうかがえる。

「変わるお葬式、消えるお墓」などの著書がある第一生命経済研究所の小谷みどり主任研究員は「故人も遺族も友人も高齢になれば、葬儀の規模は小さくなる。会葬者が減り、近親者で送るなら、見えや世間体を気にする必要もなくなる」と家族葬や直葬が増える理由を説明する。しかし、そのうえで、「葬儀は故人とかわりのある人が心の整理をつける儀式。それを省くのは、残された人のグリーフケア（悲しみを癒やす）のプロセスがなくなることにもなりかねない」と懸念している。

分かりにくい費用と相場

葬儀費用はどのくらいか。葬儀は高額なサービスにもかかわらず、「価格についての情報が少なく、分かりにくい」との声が聞かれます。葬儀にかかる費用、葬儀後に健康保険から給付される葬祭費・埋葬料を調べてみました。

4年前に、70歳の母親をがんで亡くした横浜市会社員、杉本大輔さん(43)＝仮名＝は病身の父親に代わり、喪主として葬儀を行った。元気なころ、母親から「互助会(冠婚葬祭互助会)に入っているから大丈夫よ」と聞いており、病院出入りの葬儀社の申し入れを断って、互助会に相談した。(互助会は所定の月掛け金を前払いすることで、将来の冠婚葬祭サービスを利用する権利を得る制度。預貯金などと違い、利息は発生しない。)しかし、杉本さんの場合、母親が「大丈夫よ」と請け合ったような具合にはならなかった。30年以上前に契約したコースは、3万円満期が2口。払い込んだのは計6万円だった。今はないコースで、杉本さんは「当時の契約内容を確認できる資料は残っていないし、それが今なら、いくらに相当するのか、担当者の説明もない。6万円ですべてまかなえるとはもちろん、思っていませんでしたが…」と話す。杉本さんが式前に受け取った見積もりには136万円と書かれていたが、これは祭壇一式や棺、式場使用料など、葬儀一式の額。飲食接待費や供花、寺院へのお礼は含まれていない。総額がいくらになるかは請求書が届くまで分からずじまいだった。結局、葬儀社に払った葬儀一式では、「互助会割引」として約65万円が引かれ、約113万円に。ほかに、通夜・葬儀の食事など飲食接待費約35万円、お布施、戒名料など寺院費用37万円、供花代約17万円で総額は202万円と見積もりの1.5倍に上った。「母が互助会に払い込んだ実費6万円を引くと、約60万円を割引いてもらった。結構な値引きですが、元の価格が適正かどうかの判断材料がないので、得をしたのかどうかも判断できません。車と同じような値段なのに、葬儀は適正価格も相場も分からない。車なら、カタログで価格も比較できるが、葬儀サービスはそうはいかないので厄介です」と話す。杉本さんがそう言うのも、一つは、葬儀の相場が分からないから。

全日本葬祭業協同組合連合会(全葬連)が昨年、日本消費者協会に委託して会員ら1400人を対象に行ったアンケートでは、実際の葬儀費用は4年前とほぼ同水準で、全国平均で231万円。項目別では、葬儀一式が約142万円、飲食接待費が約40万円、寺院費が約54万円に上った。

「葬儀一式」という言葉には誤解が多い。「『葬儀一式〇〇円』というセールストークを聞くと、利用者はこれですべてをまかなえると思ってしまいが、『一式』に葬儀に必要な備品・サービスすべてが含まれているわけではない。飲食接待費や寺院費用などは別途必要になる。言葉の解釈の違いで、トラブルが生じるケースが多い」

医療保険で葬祭費給付

葬儀費用の一部を助成する制度が、公的医療保険にはある。葬祭費、埋葬料の給付。

国民健康保険（国保）では、葬祭費は市区町村（保険者）の任意給付。被保険者が亡くなった場合、市区町村の窓口で請求すると、葬儀を行った人に支給される。厚生労働省は「金額や基準は、保険者が決めており、19年4月時点では、4万円超5万円以下が保険者の3分の1で最多。自治体間格差もあり、7000円（北海道初山別村）から12万円（新潟県刈羽村・現在は5万円）まで大きく開いている」と説明する。

後期高齢者医療制度でも、被保険者が亡くなった場合、葬祭費が支給される。2万～5万円が多いが、東京都の後期高齢者医療広域連合は全国で唯一、葬祭費を支給しない。代わりに、市区町村が一般財源で葬祭費を支給する。東京都の広域連合はこれで、後期高齢者医療の被保険者の保険料を3000円抑えた。

サラリーマンが入る被用者保険でも、被保険者には埋葬料（費）、扶養家族には家族埋葬料が給付される。額は一律5万円。組合によっては、数万円が上乗せされる。

ただし、死亡が労災に当たる場合は、健康保険ではなく、労災保険から「葬祭料」などが支給される。31万5000円に給付基礎日額の30日分を加えた額、または給付基礎日額の60日分のいずれか高い方が支給される。いずれの給付も、葬儀の翌日から2年以内に申請手続きをしないと時効なので注意が必要だ。

いつかは訪れる「死」。東京都の生活文化局が13年に実施した調査では、葬儀を経験した人の5人に4人が「悔いが残った」と回答しています。納得のいくエンディングを迎えるには、どうすればいいのでしょうか。「備えあれば憂いなし」の格言通り、カギは生前の入念な準備と家族のコミュニケーションにあるようです。

「悔いを残さないためには、どういう葬儀をしたいかをはっきりさせ、複数の葬儀社と事前相談し、見積もりをとることが大切です」。

「最近、『直葬』という葬儀の形をよく耳にするので、それを聞きにきました」という市内の鮫島ひろ子さん（73）＝仮名＝は「おかげで選択肢が増えました」と満足げ。直葬はセレモニーをせず、家族だけで済ませる葬儀の形態。「家族にも周りにも負担をかけたくないので、友人が勧める直葬でいいと思っていましたが、比較的割安な料金で葬儀ができる市民葬にも魅力を感じた」という。

千葉県市川市の小山内康則さん（67）＝仮名＝は妻と2人暮らし。3年前、狭心症と診断されて以来、葬儀関連の本を読んだり、葬儀相談を請け負う会社で相談するなど情報を集めている。北海道出身なので地縁もなく、退職後は社縁も希薄になるばかり。「費用は100万円以下。使い回しの白木祭壇ではなく、生花祭壇がいい。呼ぶのは、近くに住む娘夫婦と孫、親類の15人ほど」と、葬儀のイメージができあがっている。残された家族が混乱しないよう、妻に意思を伝えるか、書き残すかしたい意向だ。最低2社以上の葬儀社から見積もりをとるつもりだ。

2人のように、生前に葬儀の情報収集、準備をする人が増えている。全日本葬祭業協同組合連合会（全葬連）が日本消費者協会に委託する形で昨年実施したアンケートでは、回答者の40%が「費用や葬儀の仕方を相談しておきたい」と答えた。4年前の調査の27%より10ポイント以上も上昇。同協会は「葬儀をタブー視せず、元気なうちから考えておこうという人が増えてきている」と分析する。

内容理解しトラブル回避を

事前の情報収集同様に重要なのが、葬儀の費用をどう工面するか。

費用準備の代表例が月々1000～3000円の掛け金で冠婚葬祭サービスを将来利用する権利を購入する冠婚葬祭互助会(互助会)。加入者は全国に2300万人に上る。しかし、「不透明」「分かりにくい」との批判は多く、苦情は後を絶たない。19年度に国民生活センターと全国の消費生活センターに寄せられた葬儀にかかわる苦情や相談は384件。この5年で倍増した。最多は契約・解約に関するもので、全体の7割。「病院から自宅までの搬送を頼んだら、勝手に葬儀の準備に入られた」「病院指定の葬儀業者から互助会サービスを使えると聞いて頼んだのに、使えなかった。断ったら、違約金10万円を請求された」など、深刻だ。葬儀社の業界団体「全葬連」は昨年、業者向けに消費者への説明責任や情報開示、見積もり・料金の明示などを定めた指針を作成、信頼回復に取り組む。互助会への苦情や相談も多い。国民生活センターに寄せられた相談は同年度に3152件と3年連続増。「解約を申し出たら、手数料を差し引かれた。納得できない」「退会したいが、掛け金は一切戻らないといわれた」など、解約時のトラブルが大半だ。

葬儀サービスについて調査した公正取引委員会は、互助会が消費者に説明すべき項目として

- (1) 積立金を完納した後の割り増しサービス
- (2) 解約した際に払い戻される積立金の額
- (3) 互助会が倒産した場合に保全される金額などを挙げる。

同時に、消費者にも「加入にあたり、納得いくまで説明を求め、約款を含めて中身を十分に理解して契約してほしい」と注文する。理解不足によるトラブルも多いとみられるためだ。例えば、互助会の掛け金は積み立て貯蓄ではなく、割賦販売の支払い。所定サービス以外に使えず、解約時には手数料が引かれ、元本割れする。消費者も注意が必要だ。

互助会の約8割が加盟する全日本冠婚葬祭互助協会(全互協)は「後で『言った、言わない』のトラブルが出るケースが多い。

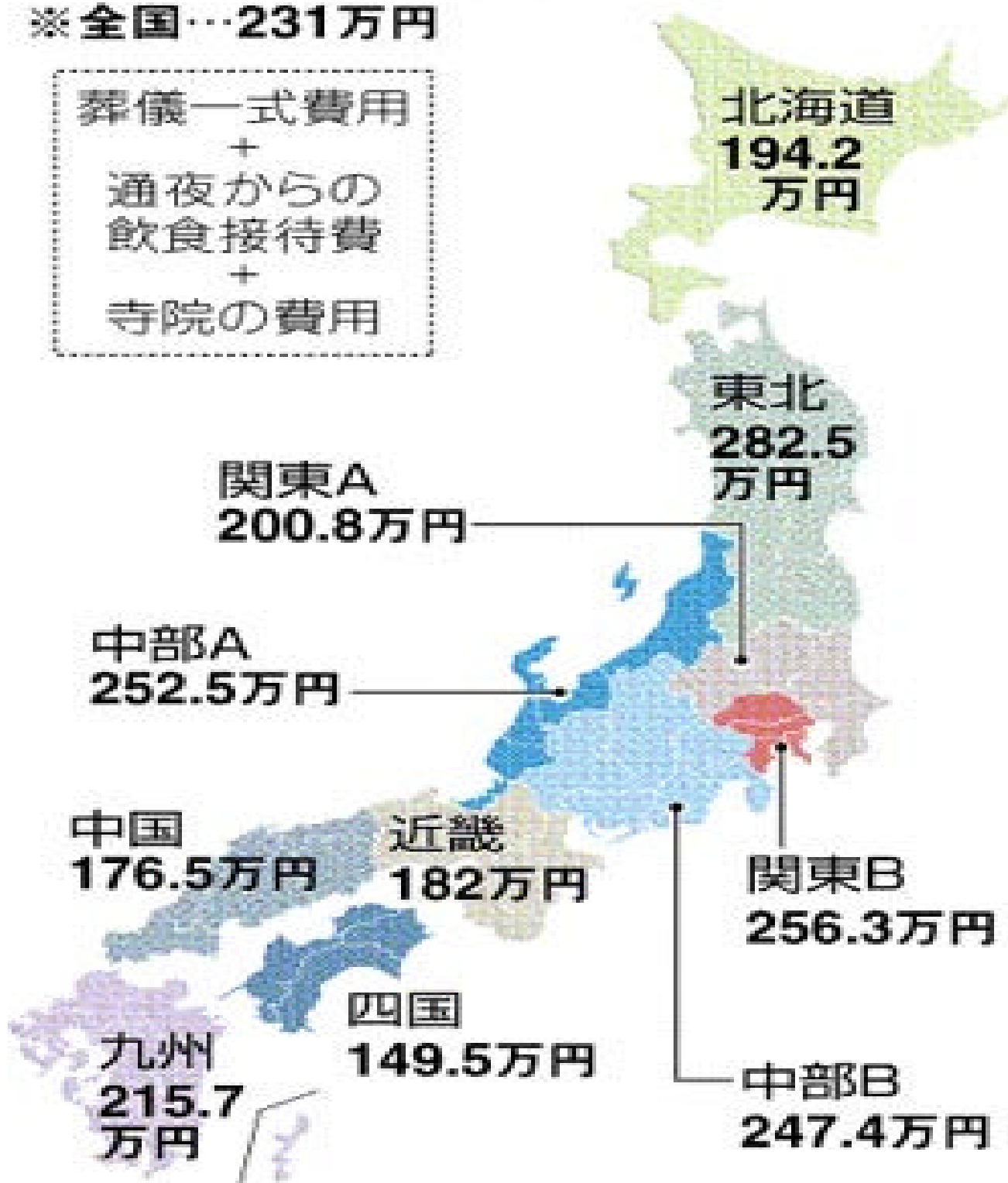
【葬儀社選びの10箇条】

1. 葬儀のイメージを固め、価格、場所、サービス・質について、優先順位をつける
2. 担当者の電話対応、身だしなみ、立ち振る舞い、葬儀社のトイレをチェックする
3. 事前に割引を強調する業者は要注意
4. 予定人数を示し、料理、返礼品、宗教者へのお礼など、項目ごとの見積もりを頼む
5. 見積もりと葬儀施行は同じ担当者に
6. 火葬のみ、市民葬などの要求を快く受けてくれるか
7. 夜中のお迎えなど、細かな要望に添えてくれるか
8. 「せめてこれくらいは」など、人の心につけこむところは要注意
9. 地元の評判、依頼した経験者の話を聞く
10. 2社以上から話を聞き、比較する

地域別葬儀費用の平均額

※全国…231万円

葬儀一式費用
+
通夜からの
飲食接待費
+
寺院の費用



(第8回「葬儀についてのアンケート調査」)
(平成19年12月から)